

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年3月25日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 健康課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年12月7日～平成27年12月21日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 伺書や報告書の作成、受付文書の取扱いなど、文書管理規程に基づき適切な事務処理に努めること。	1. 指摘のありました受付文書の取扱いについて、文書管理規程に基づき事務処理を行ないました。今後も適切な事務処理を行ないます。
2. 備品管理台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。また、被服貸与簿についても不備が認められたため、被服貸与規程により整備を図ること。	2. 指摘のありました備品管理台帳については、台帳と現物の照合を行い、備品管理台帳を整備いたしました。また、被服貸与規程により被服貸与簿の整備を行いました。今後とも規定に基づき、帳簿の適切な整備を実施します。